

○総合地球環境学研究所研究プロジェクト実施細則

平成28年 3月10日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、総合地球環境学研究所プログラムプロジェクト規則第10条の規定に基づき、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）における研究プロジェクトの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において、「実践プロジェクト（個別連携型）」とは、次条の手順を経て実施される研究プロジェクトをいう。

2 この細則において、「実践プロジェクト（機関連携型）」とは、第4条の手順を経て実施される研究プロジェクトをいう。

3 この細則において、「コアプロジェクト」とは、第5条の手順を経て実施される研究プロジェクトをいう。

4 この細則において、「実践F S（個別連携型）」とは、公募により採択したI Sから移行したF Sで、次条に定める手順を経て本研究（以下「FR」という。）に移行することを目指して実施するF Sをいう。

5 この細則において、「実践F S（機関連携型）」とは、連携協定を締結している大学・研究機関を対象として公募により採択したI Sから移行したF Sで、第5条に定める手順を経てFRに移行することを目指して実施するF Sをいう。

6 この細則において、「コアF S」とは、第5条に定める手順を経てFRに移行することを目指して実施するF Sをいう。

(実践プロジェクト（個別連携）の立ち上げ)

第3条 I Sは、研究所内外への公募を行い、その採択については、所定の形式による書面審査及び公開ヒアリングを実施の上、研究審査委員会（以下「PRT」という。）での審査を経て研究戦略会議で決定する。

2 I Sの公募手続き等は、共同研究委員会及び研究戦略会議の議を経て所長が決定する。

3 I Sの実施期間は、6ヶ月ないし1年とする。I Sには所内インキュベーターを定め、I S提案者は所内インキュベーターとの密な協議を通じてプロジェクト設計を進めるものとする。

4 I Sから実践F S（個別連携型）への移行は、F S責任者候補による公開ヒアリングを実施の上、PRTの審査を経て研究戦略会議で決定する。

- 5 実践F S（個別連携型）の実施期間は、原則として6ヶ月ないし1年とする。
- 6 実践F S（個別連携型）から実践プロジェクト（個別連携型）への移行は、研究プログラム評価委員会（以下「E R E C」という。）での評価に基づき、研究戦略会議での審議を経て運営会議で決定する。
- 7 E R E Cに付議する実践F S（個別連携型）は、F S責任者による公開ヒアリングを実施の上、P R Tの審査を経て、研究戦略会議が決定する。
- 8 前項の手続きにおいて、E R E Cに付議されなかった実践F S（個別連携型）は、P R Tの審査を経て、次年度も実践F S（個別連携型）として継続することができる。
- 9 第6項の手続きにおいて、実践プロジェクト（個別連携型）への移行が認められたにもかかわらず次年度当初に開始することができない場合、実践プロジェクト（個別連携型）開始までは実践F S（個別連携型）として継続するものとする。
- 10 第6項の手続きにおいて、実践プロジェクト（個別連携型）への移行が認められなかった実践F S（個別連携型）は、F S責任者の希望があれば、次年度に限り実践F S（個別連携型）として継続することができる。
- 11 実践P R（個別連携型）期間は、P R T及び研究戦略会議の議を経て決定する。
- 12 I S、実践F S（個別連携型）、実践プロジェクト（個別連携型）の研究費配分については、研究戦略会議で審議決定する。

（実践プロジェクト（機関連携型）の立ち上げ）

- 第4条 I Sは、研究所内外への公募を行い、その採択については、所定の形式による書面審査及び公開ヒアリングを実施の上、P R Tでの審査を経て研究戦略会議で決定する。
- 2 I Sの公募手続き等は、共同研究委員会及び研究戦略会議の議を経て所長が決定する。
 - 3 I Sの実施期間は、6ヶ月ないし1年とする。I Sには所内インキュベーターを定め、I S提案者は所内インキュベーターとの密な協議を通じてプロジェクト設計を進めるものとする。
 - 4 I Sから実践F S（機関連携型）への移行は、F S責任者候補による公開ヒアリングを実施の上、P R Tの審査を経て研究戦略会議で決定する。
 - 5 実践F S（機関連携型）の実施期間は、原則として6ヶ月ないし1年とする。実践F S（機関連携型）には所内対応者を定め、連携機関及びF S責任者は所内対応者を通じて研究所との密な連携のもとにプロジェクトの設計を進めるものとする。
 - 6 実践F S（機関連携型）から実践プロジェクト（機関連携型）への移行は、E R E Cでの評価に基づき、研究戦略会議での審議を経て運営会議で決定する。
 - 7 E R E Cに付議する実践F S（機関連携型）は、F S責任者による公開ヒアリングを実施の上、P R Tの審査を経て研究戦略会議が決定する。
 - 8 前項の手続きにおいてE R E Cに付議されなかった実践F S（機関連携型）は、P R Tの審査を経て、次年度も実践F S（機関連携型）として継続することができる。

- 9 第6項の手続きにおいて、実践プロジェクト（機関連携型）への移行が認められたにもかかわらず次年度当初に開始することができない場合、実践プロジェクト（機関連携型）の開始までは実践F S（機関連携型）として継続するものとする。
- 10 第6項の手続きにおいて、実践プロジェクト（機関連携型）への移行が認められなかった実践F S（機関連携型）は、F S責任者の希望があれば、次年度に限り実践F S（機関連携型）として継続することができる。
- 11 実践P R（機関連携型）は、プロジェクトリーダーの申請に基づき、研究戦略会議の決定により省略または期間を短縮することができる。
- 12 実践F S（機関連携型）及び実践プロジェクト（機関連携型）の研究費配分については、研究戦略会議で審議決定する。

（コアプロジェクトの立ち上げ）

- 第5条 F Sは、研究所内外への公募を行い、その採択については、所定の形式による書面審査及び公開ヒアリングを実施の上、P R Tでの審査を経て研究戦略会議で決定する。
- 2 F Sの公募手続き等は、共同研究委員会及び研究戦略会議の議を経て所長が決定する。
 - 3 コアF Sの実施期間は、原則として1年とする。
 - 4 コアF Sからコアプロジェクトへの移行は、E R E Cでの評価に基づき、研究戦略会議での審議を経て運営会議で決定する。
 - 5 E R E Cに付議するコアF Sは、F S責任者による公開ヒアリングを実施の上、P R Tの審査を経て、研究戦略会議が決定する。
 - 6 第4項の手続きにおいて、コアプロジェクトへの移行が認められたにもかかわらず次年度当初に開始することができない場合、コアプロジェクトの開始まではコアF Sとして継続するものとする。
 - 7 コアF S及びコアプロジェクトの研究費配分については、研究戦略会議で審議決定する。

（I S、F S及びP R種別間の移行）

- 第6条 実践F Sは終了時に、P R T及び研究戦略会議による承認のもとに、異なる種別のF R候補としてE R E Cによる移行審査を受けることができる。
- 2 実践P R（個別連携型）は、実践プロジェクト（機関連携型）に移行することが効果的であると判断される場合には、実践プロジェクト（機関連携型）候補としてP R Tの審査を受けることができる。なお、全ての実践P R（個別連携型）はこの審査を受ける権利を有し、審査を希望する場合にはプロジェクトリーダーが連携機関の機関長との連名で申請するものとする。

（研究プロジェクトメンバー）

第7条 研究プロジェクトメンバー（以下「メンバー」という。）はリーダーが選任し、次の資格を満たすものとする。

- 一 大学その他の研究機関に所属する研究者
 - 二 大学院生
 - 三 その他、プログラムディレクターが上記と同等の研究推進能力を有すると認めた者
- 2 所長は、原則として、前項により選任されたメンバーについて、人間文化研究機構共同研究員規程に基づく共同研究員の委嘱を行う。

（コアメンバー）

第8条 研究プロジェクトのコアメンバーは、次の資格を満たすものとする。

- 一 所内の常勤研究教育職員、非常勤研究員、外国人研究員、国内客員教授、国内客員准教授
- 二 所外の大学その他の研究機関に所属する研究者
- 三 その他所長が特にプロジェクト実施に必要と認めた者

（研究プロジェクトの評価等）

第9条 プログラムディレクターは、プログラム内の研究プロジェクトの進捗状況を毎年度のERECにおいて報告するものとする。

- 2 FRは、終了年度に開催されるERECにプロジェクトリーダーが最終報告を行い、総合的な評価を受ける。
- 3 ERECの評価結果は、印刷物、電子データ及びホームページなどの媒体により広く公表する。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 総合地球環境学研究所研究プロジェクト実施細則（平成22年12月20日制定）は、廃止する。